

講じた措置の内容

在日本朝鮮人総連合会関連施設に係る固定資産税及び都市計画税の減免措置については、勧告に基づき平成26年1月28日付けで平成24年度分の減免措置を取り消し、同月29日に税額変更通知書を各納税義務者あて発送しました。